

『大乘院寺社雑事記』の「生涯」(例45)と例137)の用例と意味解釈

堀畑 正 臣

はじめに

先に『大乘院寺社雑事記』の「生涯」に於ける「命を失う」の意味の登場」という論考^(注1)を発表した。その論考では『大乘院寺社雑事記』^(注2)の年代の古い用例四四例を検討し、『大乘院寺社雑事記』の「生涯」について、「命を失う」の意味がどのあたりから出てくるのかを中心に検討した。文脈からは長祿三年(一四五九)あたりの二例が「命を失う」という意味で解釈することができるが、文脈に頼らずに確実に「生涯」に「命を失う」の意味が見えるのは、『大乘院寺社雑事記』では寛正六年(一四六五)の「生涯(衆合十二人云々)」(生涯の衆合させて十二人)からであることを述べた。今回は、先に示した四四例(長祿二年(一四五八)と文明

八年(一四七六)以降の「生涯」の例45と例137を示す。この例については、平成22(2010)年度と平成25(2013)年度 科学研究補助金 基盤研究(C) 研究成果報告書『室町中期の古記録・古文書に於ける記録語・記録語法の研究』に一度掲載したが、今回新たに意味解釈を吟味し直し、更に「生涯」の意味を「命を失う」の自動詞か「殺害する」の他動詞かで分けたので、再度公開するものである。

一 『大乘院寺社雑事記』の「生涯」例45と例137

用例の漢字字体は、JISの第3水準までは旧字体を採り、それにはないものは新字体とした。解説は新字体を用いた。小書きの片仮名は小書きにした。

45 一松殿・難波自京都下向、大内左京大夫歸國事必定く、

四五日比女中先以下向云々、就其土岐又可在國云々、同

女中衆下向、西方以外作法也、今出川殿御進退者、如今

者御生涯必定く云々、(後略)

(文明九年〔二四七七〕十一月八日、六卷341頁下5行)

「地位や所領・財産を失うこと〔没落〕」、今出川殿〔足利義
視〕はこの後、十一月十一日に「山門ニ没落」とある。その
後、土岐を頼つて落ち延びた〔十一月十四日の条〕。

46 一先度自京都御奉書三通被付于學侶、寺門・長谷・吉野、

其趣、令合力畠山左衛門督并筒井、可治尉畠山右衛門佐
之由云々、此御奉書三通爲供目代披露學侶集會、出仕輩
閉口不及一言評定而退出了、然間不能是非之御返事、此
事衛門佐方ニ聞敷、彼奉書事給候て可拜見云々、其子細
ハ、上意如此不可有、可爲謀書、經上意可糺明云々、自
筒井方又申送、此奉書衛門佐方へ出者、就供目代可爲生
涯云々、自佐方ハ連々以越智催促之、供目代迷惑不可過
之、然而此一兩日ニ、自越智方以若黨下自供目代方賣出
テ、三通分渡河内云々、

(文明十年〔二四七八〕九月一日、六卷461頁上5行)

「地位や所領・財産を失う〔没落〕」の意味。

47 一東門院僧正來、色々物語、増一檢校及生涯歎之由聞之

云々、

(文明十一年〔二四七九〕三月廿四日、六卷515頁上1行)

文明十一年九月廿三日〔七卷49頁上9行〕に「増一檢校も

先日入滅云々」とある。「及生涯歎」という噂の後、半年後の

記事である。その点から三月時点で亡くなったのではなく、

「地位や所領・財産を失うこと〔没落〕」の意味であらう。

48 一專覺律師打入于安居坊、追出專心得業畢、雖可令生涯、

爲山内無力罷出、居但馬屋邊之由、專心得業披官學侶

云々、專心穩便沙汰珍重也、明日成集會可罪科之由申云々、

所詮希有事也、自明日安居懃行且如何、爲寺社不吉々々、

(文明十一年〔二四七九〕四月十三日、七卷5頁上6行)

「專覺律師が安居坊に打ち入り、專心得業を追い出してし
まった。專覺律師を生涯させるべきであるが、山内無力のた
め、專心得業は罷り出た。」という内容である。よつて「生
涯」は「役職停止(罷免)、追放」の意味である。

49 一松林院僧正來、廣橋事以外事也、但先度連々予仰之事也、

彼卿進退ハ、何にも不可有久事也、可蒙神討之由連々申

置之、寸分不違者也、不可然旨仰聞之、殊更今度倍從神

樂事色々致違乱子細在之、參向之上下各可生涯旨共申沙

汰了、誠以神討也、(後略)

(文明十一年〔二四七九〕五月廿日、七卷17頁下17行)

「參向之上下各可生涯」とある。「役職停止(罷免)」の意味である。

50 一 來廿七日祭礼事可有始行旨、願主人方以下自學侶相觸之

云々、河内勢可有發向之由、爲實說者且如何、十市ハ止

合戰引籠山内了、筒井ハ福住引籠、内者共不合期不和也

云々、榑原・箸尾同所ニ在之云々、各止軍、成身院以下

中川寺ニ引籠、是又止合戰、彼等各迷惑難義生涯也云々、

(文明十一年〔二四七九〕十月三日、七卷69頁下7行)

「彼等は各々、迷惑難義し生涯なり」とあるので、ここは

「進退谷まる・窮地に陥る」の意味。

51 一 權中納言光臨、此間河内八尾ニ被座云々、細川事一宮貴

之、一門各同心、九郎定而可生涯_レ条不能左右、野州息六

郎可還俗分一決旨、河内邊之沙汰也云々、則丹州邊煙、

見之云々、

(文明十二年〔二四八〇〕二月四日、七卷104頁上13行)

九郎は細川政元。細川家臣の一宮宮内大輔が、九郎を拉致

し、頭首を変えようとした時で、意味は「役職停止(罷免)」

であろう。

52 一 昨日一國中盲目共蜂起、三百人計有之、吹筒テ寄來、般

若寺平野・筒井成身院咒祖_④云々、先日彼方物共、於平野

邊盲目打致了、然之間如此致其沙汰云々、又自彼方足輕

共罷出追拂之間、又手負之盲目濟々出來云々、爲彼方不

吉事也、先年於福住如此事在之而福住令生涯了、不思

議々々々、

(文明十二年〔二四八〇〕二月廿二日、七卷113頁下18行)

「地位や所領・財産を失う(没落)」か「命を失う」の意。

53 一 自京都書狀來、准后御腰腫物又一出現、以外事也、御覺

悟ある之由仰事在之、色々御沙汰共万民歎合云々、御方

近日御腰物度々被拔之、人々被追奔、是又珍事躰中云々、

江州豊後大略生涯_レ云々、每事上意無正躰、去年豊後入國

事、對御判奉書了、其後又四郎衛門ニ、御參宮次於路次

御臺御對面、可治爵豊後之由御判奉書被仰付之了、一事

兩様儀沙汰外事也、持是院事無心元之間、自石さ衛門方

遣小者、近日可罷上云々、(後略)

(文明十二年〔二四八〇〕二月廿七日、七卷115頁上2行)

豊後は多賀豊後守高忠のことで、彼は文明九年(1477)

の応仁の乱終結後も本拠である近江犬上郡甲良莊下之郷(現

在の滋賀県犬上郡甲良町下之郷)には復帰できず、京都での

隠棲生活を余儀なくされていた(「ウイキペディア」二〇一三

年十一月一日参照による(註3)。「大乘院寺社雜事記」の文明十

一年十一月廿日(七卷73頁下2行)に「多賀豊後没落不知行方」とあり、その後も勢力を盛り返すことが出来なかった。

彼は文明十八年(二四八六)に亡くなっている。よってこの「生涯」は、「地位や所領・財産を失うこと(没落)」の意であらう。

54 一行乗來、春円返事持參、勢州兩陣事色々計略、國司可有

歸陣云々、然者北方ニ國司引汲之輩可爲生涯之間、彼面々歸陣事、申抑留云々、就此事歸陣延引、尚々致其計略之間、廿日比ニ可罷歸旨令申之、長野方事ハ無爲也、

春円ハ近日神部之城ニ令住云々、兩陣之猛勢中々無是非云々、

(文明十二年(二四八〇)四月十三日、七卷132頁下6行)
「地位や所領・財産を失う(没落)」の意味。

55 一〇殿少將下向相語、「公方御腰刀原藤四郎粉失事、内藤上

洛事、赤松合戦事、益田生涯事、(一)内は割書

(文明十二年(二四八〇)五月廿四日、七卷146頁上10行)

この益田が兼堯であれば、彼は文明十七年(二四八五)五月廿三日、もしくは七月十四日に亡くなっているの、ここは「地位や所領・財産を失うこと(没落)」の意味となる。

別人であれば「命を失う」の可能性もある。

56 一私反錢以下事、寺門懸生涯可有其沙汰之由云々、今日

學侶内々使節付縁々令下向田□□□□聞之、越智彈正忠方古市方・筒井方□□無用事也、中々不可事行、此上二尚々寺社之冷落可出來者也、使節衆宗藝五師・昌懷・興弘擬講・營尊五師・尊藝、

(文明十二年(二四八〇)九月十六日、七卷197頁上5行)

「失敗すれば所領・財産を失う覚悟で」の意味。

57 文明十三年七月廿三日以來没落輩

萱尾訓、新賀息替打、吉備父被打、法貴寺一黨之内十余人
(文明十三年(二四八二)九月廿九日、七卷327頁上3行)

文明十三年(二四八二)八月一日、七卷312頁下3行に、「先日晝尾於河内屋形前召付被切腹了」とある。よって、この「生涯」は「命を失う」の意味である。「没落」の中に、「生涯」と「被打」がある点も興味深い。

58 一大雨以外事也、在々所々破損、珍事不可過之、既及十个

日計大雨下、於岩井河人二兩人生涯了、

(文明十四年(二四八二)六月朔日、七卷402頁下11行)
岩井河で人二兩人が「生涯了」で「命を失う」の意味。

59 一松林院申給、今度細川上洛上意以外不快、京童部口遊以

外事也、攝州國人此間背屋形之輩、色々於細川前佗事、

於子共者無爲安堵可畏入旨申之、猶以不可叶之由申切之

間、無力又令同心屋形ニ、可有生涯之由支度之間、内者

共色々ニ申、俄ニ上洛了云々、此儀事實歟、然者寺社本

所領不可有正跡之条勿論々々、

(文明十四年(一四八二)八月二日、七卷426頁上5行)

「地位や所領・財産を失う(没落)」の意味。

60 一備前國鹿田庄代官松田ハ、公方近習者也、兼ハ細川加扶

持者也、以細川之号、對赤松色々緩怠押領子細在之、今

度自赤松方可責之之由支度、令迷惑可任生涯於赤松之由、

依歎申加免除了、於押領分者去出之了、細川儀以外也

云々、未及御對面惑也、

(文明十四年(一四八二)十月十六日、七卷448頁下10行)

「迷惑せしめ赤松に生涯を任すべき由、歎き申すに依り免

除を加え了んぬ」とあるから、ここの「生涯」は「地位や所

領・財産を失う(没落)」の意であらう。

61 一今度御講衆上洛、高以北之關共相支、輿共及異義、以外

成生涯難義珍事、歸人夫共同令違乱、悉皆背上意了、

就中宇治橋事、此間兩門諸院家等、上下向每度及違乱之

間、兼日爲御講衆高札申打之、奉行兩人加判也、南都衆

以後不可有橋賃云々、

(文明十五年(一四八三)六月廿二日、八卷31頁下3行)

「以ての外、生涯を成す、難儀珍事」とあるので「進退

谷まる・窮地に陥る」の意味。

62 一昨日鵲郷緩怠人兩人共ニ古市之披官人也、召取云々、生

涯事ハ相構不可有率爾儀之由、古市ニ及一兩度仰遣之了、

凡以外緩怠儀共也、

(文明十五年(一四八三)七月六日、八卷49頁下18行)

前日の五日の記事に「於鵲地藏堂地下人口論及打擲云々」

とある。この事に関してのことである。「役職停止(罷免)」

の意味か。

63 一鵲召人兩人事、共以古市披官人也、生涯事各仰請之間、

昨夕今朝ニ兩人共有免之了、然而又彼兩人及刃傷了、沙

汰外事共也、兩人所檢斷檢封之了、幸西在此方之間令成

敗云々、

(文明十五年(一四八三)七月九日、八卷51頁上2行)

鵲召人兩人に対し「生涯事各仰請」ていたが、兩人は許さ

れた。しかし又、刀傷に及んだので檢断檢封をうけたとある。ここの「生涯」は「役職停止(罷免)」の意味。

64 一昨日河内國マキノ犬田城ノ後ツメ衆与責手ト合戰、後ツ

メ衆遊佐長直・椎名以下大勢打負了、椎名被打云々、遊佐ハ淀川ノスソ楠葉ノ川ニ落入不見云々、數百人頸共畠山右衛門佐方及實檢云々、古市衆井上等高名無是非、少々手負・死人在之、敵方死人不知其數云々、犬田城ハ未落、侍百人計、惣而ハ及三百人計閉籠、於于今者可及生涯云々、御厨子城責落之、(後略)

(文明十五年(二四八三)九月十八日、八卷77頁上5行)
「没落」若しくは「滅亡」、又は「命を失う」の意味。

65 一布留郷兩鎰取之頸ニ料足百貫宛懸之、年預ニ各五十貫、

惣郷民ニ三貫宛懸之、田村・六丁等ハ古市助之在所也、雖然自寺門只今下知大事之間、各可閑居之由加下知云々、士民之迷惑定而可及生涯条勿論也、早々可歎申事也、(文明十五年(二四八三)十月十五日、八卷91頁下16行)
「進退谷まる・窮地に陥る」の意味か。

66 一自一昨日^{廿日}、宇多郡秋山与澤公事破了、少々及合戰云々、

諸木野^於令相論事也、十市落人悉皆相憑澤在之、依此事又散在了、不便々々、就中當澤ハ檜牧也、本故澤^{將監}之子息罷出成望歎之由風聞、則國司所存可召出本澤之由存歎、越智息与縁者故也、此間有幡磨國云々、所詮澤一人生涯

也、悉以是神討也、

(文明十六年(二四八四)七月廿二日、八卷199頁上9行)

澤はこの後しばらく戦うが、文明十六年(二四八四)十月廿六日の記事に「夜前四時分澤没落云々」(八卷234頁下2行)とある。「生涯」は「地位や所領・財産を失う(没落)」の意味。

67 信貴山北座衆謹言上

就當山兩座確執之儀、爲御寺門御折檻之条、驚歎仕候、雖然子細能々預御糺明者、北座全無緩怠条可被聞召開事候、今度公事之發端者、公文方於青田令點札之間、南北兩座令一同、無先例子細以支證雖令問答、遂無承引、剩南座之惣衆^於引入、如此被成兩座之公事段、無勿躰次第也、其後近所段々及折中、被定日限處、南座方既被入人勢上者、無力北座縁者親類共走集候畢、然處、兩座與力之人勢之内、惡黨等寄事於左右、既及合戰間、北座古老衆雖致無爲之計略、更以不事行成下候、於當座之合戰者不慮^仁得勝利候、坊舎少々破却之事、北座及生涯雖令制誠、其刻之事情間無承諾儀成下候、如今者一山既可離山上者、頓滅之期候歎、所詮爲御門跡被助置、今一度一山無爲之御成敗可忝存候、然者毗沙門堂事、涯分可期建立者也、於北座者聊不可背御下知旨目安如件、

文明十六年^{甲辰}八月 日

(文明十六年〔二四八四〕九月六日、八卷212頁下8行)

「坊舎少々破却之事」は、北座が生涯に及んで、制誡したけれども、「無承諾儀成下候」とあるので、ここの「生涯」は「進退谷まる・窮地に陥る」の意味である。

68一傳聞、奉行布施下野守入道東山殿御免之間出仕申、則室

町殿ニ參申之間御腹立、則於御所中被生涯云々、

(文明十七年〔二四八五〕十二月廿八日、八卷398頁下9行)

「被生涯(生涯セラル)」で受身もしくは室町殿を主語とする尊敬の表現か。「殺害サレル」の意味。

69一十九日天害甲屋爲上笠間方多田入使者了、下笠間之披官

故也、近所罷出取廻使者了、順恩房・學賢房律師・貞覺

房律師以下罷入了、猶以近所郷民等不承引取廻了、云彼

使云修學者、於于今者可生涯云々、剩自古市手者共馳向

テ、修學者以下追散了、失面目了、是併多田惡行故也、

(文明十八年〔二四八六〕五月廿一日、八卷450頁下1行)

「修學者以下追散了」とあり「役職停止(罷免)、追放」の意味。

(文明十八年〔二四八六〕六月廿七日、八卷459頁下13行)

「一身之生涯也」とあり「地位や所領・財産を失うこと(没落)」の意味。

71九月二日、八幡閉籠衆於神殿數輩生涯了、同夜御靈於出給

光物在之、或東寺ニ移給云々、或春日山移給云々、希代

事共也、

(文明十八年〔二四八六〕九月二日、十二卷448頁下13行)

「生涯了」で「命を失う」の意味。

72一後日遊宴如例、四座猿樂・田樂兩座如常、見物者一人生

涯、不便く、依之仕丁丸廿二人當座、自衆中及罪科沙

汰之、

(文明十八年〔二四八六〕十一月廿八日、九卷12頁下7行)

「見物者一人生涯」で「命を失う」の意味。

73一東門院へ瓜五合遣之、室生間事、古市不可有等閑之儀之

由、國司へ返事申間、喜悅旨被申之、則秋山ニ申付云々、

秋山生涯之間、又古市ニ申遣、可出陣旨支度也云々、

(後略)

(文明十九年〔二四八七〕七月五日、九卷100頁下12行)

インターネットの『武家家伝』『大和秋山氏』(2013年

十一月二日参照)によれば、「文明十九年(一四八七)、越智氏が長谷越の道路を壺坂越に替えて新関を設けたのに対し、長谷寺は反対し、北畠氏も秋山・沢両氏の賛同を得て同関を破壊するという事件が起こった。こうしたなかで、秋山実家が亡くなっている。そして、古市澄胤の女婿秋山某が、実家の秋山氏惣領になった。」とある。ここの「生涯」は秋山実家が亡くなったことを指すのであろう。よって「命を失う」の意味である。

74 一山本參申、井山中尾之北谷乱行檢斷、事及御檢斷者住山一向不可叶之間、別段之以御慈悲、不及御沙汰者可畏入旨、種々歎申入之闕之、仍御礼分四十貫可進上旨請申、早々可進云々、百貫分仰之、種々歎申間、六十貫ハ山本ニ免之了、此法師木辻邊之唱門之在所ニテ連々乱行事在之、去比女房之男打入テ可生涯之由申間、法師負手了、此事内々及其沙汰間、令迷惑申入之、(後略)
〔長享元年(一四八七)十一月十三日、九卷148頁下7行〕
〔役職停止(罷免)〕又は「命を奪う」の意味。

75 十二月廿六日、御臺御方北岩倉邊金立寺御隱居云々、

典廐隱居云々、

藤堂一門及生涯云々、

(長享元年(一四八七)十二月廿六日、十二卷453頁上5行)
〔長享元年(一四八七)十二月卅日の記事(九卷179頁下6行)に、「一去廿六日廣橋之内藤堂一門共悉打死、於京都本所也」とある。よって、「生涯」は「命を失う」の意味である。〕

76 一此間及其沙汰水屋社之引渡橋事、自講衆沙汰人二十人差遣之、奈良中郷民等相催、件橋此間一本在之、相及可渡之由云々、寺住衆徒等帶武具罷向、云講衆云郷民等追散了、少々水屋拜殿ニ隱籠衆在之、既以可及生涯云々、
〔長享元年(一四八七)十二月十九日、九卷172頁下7行〕
「進退谷まる・窮地に陥る」の意味か。

77 一興憲律師之里藤堂一門舊冬及生涯了、營尊律師五節也、近日大中風、兩讀師如此蒙神罰事、併去年衆中講衆珍事、兩人致帳本故也云々、誠以希代事也云々、
〔長享二年(一四八八)正月廿二日、九卷191頁上9行〕
「一去廿六日廣橋之内藤堂一門共悉打死」(長享元年(一四八七)十二月卅日九卷179頁下6行)からこゝは「命を失う」の意味。

78 一(前略)公方御料所預申處、藤堂事代官無之間、御代官職事可辭退、此等条々可申合用上洛云々、自此方辭退事

不審也、違時宜歎且如何、或説、今度藤堂生涯ハ慈恩院所行也云々、旁以彼上洛非無不審者也、

(長享二年〔二四八八〕正月廿六日、九卷192頁上14行)

「命を失う」か「殺害」の意味。

79 一 去廿二日尊勝院禪師江州御陣所御礼參申、御風氣間明日

80 可參之由被仰出、其夜強黨六十人計打入、禪師半死半生、

五六人所手負之、侍二人・力者一人・小者一人生涯、強

黨四五人打止之、結城七郎内者共也、東山殿以外御腹立、

仍結城内者代官奥山腹切云々、自身可生涯旨、御陣所へ

御問答云々、禪師者東山殿邊ニ候、大略可死云々、惣而

結城兄弟内者共、就内外悪行無是非云々、代官者奥山腹

切歎云々、自分ハ逐電旨聞之

(長享二年〔二四八八〕正月廿七日、九卷192頁下5、7行)

79 「命を失う」、80 「役職停止(罷免)」の意味。

81 一 御陣所松奏去月廿九日觀世沙汰也、結城七郎出仕、此間

尊勝院事ニ不出仕云々、

彼尊勝院事、色々雖有其沙汰、於御陣所前近所結城小者

与尊勝院力者及口論、兩方令生涯了、禪師同負手、大佛・

八幡之御罰云々、(後略)

(長享二年〔二四八八〕二月四日、九卷195頁上8行)

79 の3行目(九卷192頁下5行)に「力者一人・小者一人生涯」とあり、「命を失う」の意味。(被支配待遇的表現(注4)の「令」)

82 一 於三日原新賀主從生涯了、十市之沙汰也、越智方引汲聞

在之故云々、不便事也、去十七日事也、(後略)

(延徳二年〔二四九〇〕八月廿日、九卷455頁下10行)

明應三年〔二四九四〕六月七日(十卷394頁下4行)に「一

新賀入道去春円寂、於越智也、不便々々」とある。また明應

七年〔二四九八〕十一月三日(十二卷213頁下10行)に「一新

賀參申、御見參、^{四十六}此一乱後葉室大納言方ニ奉公、今度成

新賀了、彼大納言申付十市因縁也、今日同息吉備^{廿七}、同道參

申、見參、畏入了」とある。明應三年の「新賀入道」が親で、

明應七年の新賀が子か。ここの「新賀主從生涯了」の「生涯」

は「地位や所領・財産を失うこと(没落)」と考えられる。

83 (前略) 室但馬公此間居住于古市、近日奈良ニ可有用意也、

此条古市不所存歎、可及生涯之由腹立、仍室小牛隱了、

(延徳二年〔二四九〇〕十二月五日、九卷488頁上10行)

「地位や所領・財産を失うこと(没落)」か、「命を失う」の意。

84 一夜前吐山之伯父[※]、爲沙汰、代官桑谷父子打致之、今度

85 萩原庄之帳本悪行人也、吐山同及生涯歎之由雜説在之、

且又注進方在之云々、實説未聞者也、山田爲吐山合力行
向、則引退畢、以之思之⁸⁵、生涯必定歟、

(延徳三年(一四九二)六月九日、十卷37頁下10、13行)

インターネットの『武家家伝』「吐山氏」によれば、「延徳元年(一四八九)吐山藤満は白石庄の代官職を請け負った。延徳三年(一四九二)六月、吐山内衆の峯源四郎以下の一族が、藤満を討ちとる計画をたて、それを知った藤満は城を捨て、源四郎らが吐山城に入った」とある。84の吐山は藤満であり、85も吐山藤満の「生涯」が必定だと記述されている。84、85とも「没落」若しくは「滅亡」、又は「命を失う」の意であろう。

86 一夜前東大寺眞言院ニ強黨打入、兩三人命生涯了、古市ニ住ス吐田之手者共云々、色々及沙汰、實否如何、

(延徳三年(一四九二)六月廿四日、十卷40頁上18行)

「命を失う」の意味。(被支配待遇的表現の「命」)

87 (前略)使者僧糧物五十疋給之、此足無之間於昌懷坊借給云々、不得其意、

又物部方より井手五十人分申遣越智方云々、旁以生涯難義之時節也、可^ウ唾悪行之果故也、

(延徳三年(一四九二)八月十七日、十卷58頁下12行)

「進退谷まる・窮地に陥る」の意味。

88 一去十六日二条殿御侍能登守生涯了、十五日姫君御事故云々、以外次第、且不便々々無力、

(延徳三年(一四九二)十月卅日、十卷86頁上10行)

「姫君の御事故」とあるので、「役職停止(罷免)か「命を失う」の意味。

89 北國定使トラ松歸參、十四日出門、十八日於江州海ソク合、雜物等被取之了云々、船中商人等皆以令生涯了、

(延徳三年(一四九二)十一月廿日、十卷97頁上11行)

「命を失う」の意味。(被支配待遇的表現の「命」)

90 一松井自京都罷下、戒重ハ於東近江富波大輔子息同所ニ生涯云々、

(延徳三年(一四九二)十一月廿三日、十卷101頁上14行)

延徳三年(一四九二)十一月廿日(十卷97頁上1行)に「宮内大輔自害、手者三十余被打了、戒重被打云々」とある。

よつてここの意味は「命を失う」である。

91 一去月廿四日於伏見津田在所、菅田屋形使遊佐中務丞見參細川了、次郎殿息名付之、聰勝殿云々、中務畏入退出、取合物部奏六云々、越智使岸田新左衛門尉見參之間、折紙代百貫・馬・太刀進之、生涯之面目不可過之之由申、

則物部方五十貫出之、罷下了、何共不得其意次第也、

(後略)

(延徳四年〔二四九二〕二月四日、十卷133頁下8行)

「生涯の面目」とあるので、ここは「生涯」の意味。

92 一次郎宿所用意以外大儀也、極樂坊大略破却、可爲如何哉、

一段面目生涯之由申、有徳方以下在々所々内々所用共、

自古市申懸之、迷惑珍事之由及其沙汰、大略此用二次郎

殿見物事申勸歎云々、

(延徳四年〔二四九二〕二月四日、十卷133頁下13行)

91 の例と同日で一つ書きが隣り合う記事である。92 は「一

段の面目、生涯の由申す」として、「大儀」や「迷惑」がある

文脈から「生涯」の意味は「進退谷まる・窮地に陥る」の意

味か。

93 一世間口遊、六角於伊賀國令生涯歎云々、

(延徳四年〔二四九二〕四月廿日、十卷158頁下2行)

「命を失う」の意味。(被支配待遇的表現の「令」)

94 (前略) 去月廿日安富兄弟自江州歸京、於路次荷共五六十

荷被落之、名字者共少々生涯云々、安富之弟ハ若槻也、

(明應元年〔二四九二〕十一月六日、十卷217頁下15行)

「命を失う」の意味か。

95 (前略) 江州事悉以六角方知行、沙汰外次第也、公方御成

敗方皆以^レ生涯云々、

(明應元年〔二四九二〕十二月廿三日、十卷233頁下3行)

「地位や所領・財産を失うこと(没落)」の意味か。

96 一昨日雪宮城自公方被責落^毒之、城衆四人生涯了、巨細

条々良祐參申、毛穴ハ迎參申、

(明應二年〔二四九三〕三月廿五日、十卷270頁下2行)

「命を失う」か「殺害」の意味。

97 一慈照院公去月廿日御出家、實相院殿御弟子、此外比丘尼

達まで落失了、各有生涯之由被觸云々、

(明應二年〔二四九三〕閏四月五日、十卷280頁下2行)

ウキイペディアの「明応の政変」によると、明応二年〔二

四九三〕、元管領畠山政長は敵対する畠山基家(畠山義就の子)

の討伐のため、義材に河内親征を要請する。政元はこれに反

対するが、畠山氏の家督問題を政長優位の下で解決させるた

め、二月十五日に義材は討伐軍を進発させた。政元は、義材

に不満を抱き始めた富子や赤松政則、伊勢貞宗を抱き込み、

四月廿二日夜に清晃を還俗させて十一代將軍に擁立してク

データを決行、更に富子が先代(義政)御台所の立場から直

接指揮を執つて〔悉皆指南被申〕〔大乘寺院寺社雜事記〕明
応二年閏四月四日条、政元に京都を制圧させ、その兵に義材
の弟慈照院周嘉らが殺害された〕とある。ここの「生涯」は
「地位や所領・財産を失うこと（没落）」の意味か。

98 一上原屋形ニ申、薬師寺備後守不及合戦、每事下知不承引、
以外緩怠也、攝州守護代事被仰付者可畏入旨申上云々、

又備後守申上、不及覺悟云々、兩人中不和也、又安富与
上原不和也、旁以細川内者不思儀可出来、上原生涯可有
云々、

〔明應二年（一四九三）閏四月十九日、十卷284頁下3行〕
「地位や所領・財産を失うこと（没落）」の意味か。

99 一難波注進、以浦上条々赤松申、伊勢守・右馬助兩人可被
生涯之由被仰出旨、細川方ニ申送云々、不及返事、浦上
罷下了、

〔明應二年（一四九三）閏四月廿一日、十卷285頁上15行〕
「役職停止（罷免）・追放」の意味か。

100 一夜慈恩院僧都來、長學罷上、公方ハ天王寺舍利院ニ御座、
近習以下十四五人、今日四時分マテハ不及御生涯云々、

〔明應二年（一四九三）閏四月廿七日、十卷287頁上5行〕
「命を失う（自害）」の意味。

101 一將軍御所自御臺御方被仰付之、御毒藥被進之、既以可及
御生涯之處、上原色々御藥共進上無爲也、御膳用意者兩
三人逐電了、自御臺御所被仰付之故也、以外次第也、

〔明應二年（一四九三）五月十五日、十卷292頁上5行〕
「命を失う」の意味。

102 一將軍者去六日夕供御ニ入毒藥進之、既以及御難義、上原
參申、色々御藥共進之、無爲、膳部兩三人之内二人ハ遂
電一人召取之、相尋之處、御藥ハ御臺御所被出之旨白状、
則令生涯了、（後略）

〔明應二年（一四九三）五月廿二日、十卷294頁上7行〕
「生涯」は「命を失う」か、「殺害」か。

103 一伊勢守父子可有生涯旨申云々、上原・赤松兩人所爲云々、
爲事實者可没落必定、珍事云々、

〔明應二年（一四九三）六月十四日、十卷297頁下3行〕
「没落必定」とあることから「地位や所領・財産を失うこ
と（没落）」の意味。

104 一或説、又紀守細川内物申合可令生涯之由必定間、自屋形
以咄文、自今以後一切題目紀守爲一人申事不可聞入之由

云々、(後略)

(明應二年〔二四九三〕七月十二日、十卷305頁上13行)
紀伊守は上原元秀のこと。ここは「役職停止(罷免)」の意味。

105 一難説、今度山城國人細川之披官共及生涯之間、爲合力赤松可差下之由及其沙汰云々、誠以浮説也、

(明應二年〔二四九三〕九月十七日、十卷318頁下10行)

「地位や所領・財産を失うこと(没落)」か、又は「命を失う」の意味か。

106 一難波昨日下午云々、京都無殊事、先度於越中國合戦、譽田之屋形方悉以打負令生涯了、爲一人無之云々、

(明應二年〔二四九三〕九月廿八日、十卷320頁下7行)

「命を失う」の意味。(被支配待遇的表現の「令」)

107 一越中國ハ八月廿三日譽田屋形方者共打入、於所々合戦有之、去月七日譽田方打負令生涯、爲一人無之云々、近國皆以隨上意云々、

(明應二年〔二四九三〕十月二日、十卷323頁下8行)

「命を失う」の意味。(被支配待遇的表現の「令」)

108 (前略) 幡三本立之、一乘院門主分・予分・權別當分、大

門以下諸下行吹田庄役、悉以自權別當被引違云々、子守社所々講同前、諸目代・三綱以下面々沙汰如毎年、每事無爲無事、珍重、於大門一人生涯、下部也云々、於壇上也、不吉事哉、地藏院召仕者云々、

(明應三年〔二四九三〕正月十三日、十卷358頁下14行)
「命を失う」の意味。

109 一細川玄番頭令内者沙汰、云若薰云自身手負數輩在之、彼者ハ沙汰留了、玄番生涯了云々、是又將軍御討也、

(明應三年〔二四九四〕十月十日、十卷406頁上3行)

自身手負とあるので、ここは「地位や所領・財産を失うこと(没落)」の意か、(永正二年〔二五〇五〕六月廿四日、十卷50頁下1行)に「京通路新開在之云々、人別三文云々、一所公方、一所九条殿、一所玄番上、一所内堀云々」とある。

110 一近日浮説共、細川母儀他界隱蜜、安富及生涯上者、無力細川令下四國云々、

(明應四年〔二四九五〕十月廿八日、十卷471頁下7行)

安富元家は細川政元の有力な家臣であるが、この当時、讃岐の守護代であり、讃岐の国の暴動に牟礼兄弟を遣わして鎮圧しようとしていたが、牟礼兄弟が責め殺されたので、自分

が鎮庄に向かおうと政元に願ひ出たら反対され、それに腹立して、守護代を辞し讃岐に向かった。その記事が明應四年(一四九五)二月三日、十卷457頁下10行にある。この「及生涯」は「役職停止(辞任)」の意である。なお、安富元家はずっと後の永正元年(一五〇四)頃に亡くなっている。

111 高柳以下披官人訴申条々、今度朴木形部丞・稻生兵庫

助・佐々木源三左衛門尉生涯、其妻子等永可致追失事、
佐々木三郎兵衛・同彦衛門事無道仁也、可被拂御領中事、
(明應四年(一四九五)十二月十二日、十卷483頁上2行)

「妻子等永可致追失事」や「佐々木三郎兵衛・同彦衛門事」、
「可被拂御領中事」などから、この「生涯」は「役職停止(罷免)、追放」の意味。

112 一三乃公難波書状持來、廿七日三乃國兩度合戦、丹波方打
勝、雖然無殊事又引籠丹波子打死、朝倉孫五郎・越田與
十郎・案内者和田數百人持是院方ニ被打云々、又取廻之
行末ハ丹波方可爲生涯云々、

(明應五年(一四九六)六月六日、十一卷45頁下17行)
「取廻(まわりをかこむ)」の行末は丹波(石丸利光)方
「爲生涯」とあるので、ここは「没落」若しくは「滅亡」の
意味。同日の記事に「打死」、「被打」の語句がある。

113 一楠葉新衛門佐來、一昨日自越前罷上、大雪也、朝倉八自
江州引退了、今三乃勢二千人計生涯云々、

(明應五年(一四九六)十二月廿二日、十一卷99頁下11行)
ウキイペディアの「船田合戦」の「戦後」の項に「美濃の
内乱を平定した妙純は京極高清の要請で近江の六角高頼討伐
に向かったが、高頼は蒲生貞秀らの支援を受けており対陣し
たまま和睦を結び、美濃へ撤退した。ところが明應五年(一
四九六)十二月七日、撤退途中に土一揆が蜂起し、不意をつ
かれた妙純は嫡男の利親以下千余名と共に戦死した」とある。
この「生涯」は「命を失う」の意味。

114 一昨日岸田京都より罷下、於高邊被取籠可及生涯云々、高
林在所へ走入繼命了、今日歸南、(後略)

(明應六年(一四九七)七月廿七日、十一卷161頁下11行)
「被取籠可及生涯」とあり「及生涯」は「命を失う」の意。
115 一去十一日夜宇多山邊之在所責洛之、夜打也、越智方隨分
者共令生涯了、可失秋山支度也、

(明應六年(一四九七)九月十四日、十一卷170頁下12行)
「命を失う」の意味。(被支配待遇的表現の「令」)
116 一和泉國合戦、毛穴之手者并縁者共及生涯、如今者可引退

云々、然者河内國可爲迷惑云々、

(明應六年〔二四九七〕九月廿四日、十一卷172頁下17行)

web上の記載に依れば、「河内國守護の畠山氏に臣從したが、明応六年〔二四九七〕の河内國高屋城の戦いで毛穴又六をはじめ一族郎党四〇〇人が討死し滅亡。」とある。この「生涯」の意味は「命を失う」の意味。

117 一淨土坊主相語、片岡生涯ハ必定、息誕生ハ無其儀事也、

(明應七年〔二四九八〕四月十六日、十一卷238頁下1行)

四月六日の記事に「一昨日片岡責落之、小泉・有野・目安・薬井入道切腹了、片岡自害云々、或不見云々、」とある。

「命を失う」の意味。

118 (前略) 公方御上洛事來六月必定、面ハ自細川方申入分也、

畠山尾張守可然旨申之、申合種村之由也、尾張守一家惣

領ハ、此間越中在國之舍弟二與之、可有川内國也、今月

卅日立國云々、尾張守ハ參申、御迎每事得上意可申沙汰

云々、御迎衆者一色・山名・赤松・土岐・朝倉・飛騨國

司、自細川可進跡名字未聞、武衛事御迎不定、雖申入御

返事不聞云々、來六月必定々々、伊勢守ハ可爲生涯也、

但近日違例、存命不定也、悉以蒙御討者也、(後略)

(明應七年〔二四九八〕四月十六日、十一卷238頁下13行)

公方〔足利義材〕が細川政元との和議で上洛する様子であ

る。公方を追放したのは日野富子・細川政元・伊勢貞宗であつた。このままでは伊勢貞宗は没落するか、滅亡することになる。この「生涯」の意味は、「没落」、又は「滅亡」か。

120 119 一河内野崎城被責之、不成事而引退了、惣勝殿攝州方へ没落、古市山城方へ没落、手者共數千人生涯、以外作法也、

但古市父子ハ又三日原ニ在之、土民共ト生涯了、長井父子被打、楠葉與一以下重而可相尋之、

(明應七年〔二四九八〕八月九日、十一卷266頁下17、18行)

119 は「命を失う」、120 は「没落」又は「滅亡」の意味。尚、

「武家家伝」によると古市澄胤は永正四年(1507)に討死している。

121 一越智出頭入館云々、申合様令相違歟、悉以出吉野了、自

當方及合戦、必定可及生涯云々、則高野山ニ没落畢、小

夫城没落云々、

(明應七年〔二四九八〕八月十一日、十一卷267頁上9行)

「没落」又は「滅亡」の意味。

122 一昨日二日指田九郎兵衛信次令生涯云々、不便、童形之

時祇候、愛千代丸九月十三日書状進之者也、

(明應七年〔二四九八〕十月四日、十一卷281頁上11行)

明應七年十月廿九日条に「信次之四七日也」とある。こゝは「命を失う」の意味。(被支配待遇的表現の「命」)

123 一内山与布留郷間事、自六方重而杜本ニ加下知了、郷民等

方人筒井也、カヘ田爲大將可責内山云々、無力次第、一山存定云々、十市寺方也、披官年預可生涯之由、加森本・兵庫申付之云々、

(明應七年〔二四九八〕閏十月十九日、十一卷290頁下2行)

「披官年預可生涯」から「役職停止(罷免)」の意味。

124 一伊勢守及生涯之由風聞、二日明三日事也云々、實否如何、

(明應八年〔二四九九〕七月四日、十一卷354頁上5行)

「地位や所領・財産を失うこと(没落)」又は「命を失う」の意味。伊勢守はこの後も生存する。

125 一因幡・安房以下下向、京都無殊事、今度公方音信輩書状

共於中堂取之歟、其衆近習以下細川召取之、可生涯之處於壽者免之、知行在所共没取之云々、

(明應八年〔二四九九〕八月八日、十一卷360頁下4行)

「可生涯之處於壽者免之、知行在所共没取之」とあるので、「可生涯」は「命を奪い、知行や在所という財産も没収する

こと」である。ここでは「命を奪う」の意味になっている。

126 一去十八日於長谷寺蓮花會、山伏共事出了、無殊事、一人生涯、

(明應九年〔二五〇〇〕六月廿三日、十一卷427頁上11行)

「命を失う」の意味。

127 一(前略)就中越智披官堤右京亮事、對下藺分緩意之間、

可及生涯也、并在所可發向云々、云々、無其儀者、爲下藺分可相支歸座旨一決云々、(後略)

(文龜元年〔二五〇二〕五月廿六日、十一卷440頁上12行)

「并在所可發向」とあるので「役職停止(罷免)」の意味。

128 一今度宗益之荷物取之、披官人生涯事寺門下知、以外儀也、

宗益腹立云々、尤事也、(後略)

(文龜元年〔二五〇二〕六月十五日、十一卷446頁下13行)

「役職停止(罷免)」又は「命を奪う」の意味か。

129 一池田極楽坊ニ在之、自京都頸可進之之由申、及生涯上者

存知者可被下檢使之由古市申、此申事之間自然ニ葬送ニ不及、旁以不便也、明日日中ニ可有左右云々、(後略)

(文龜元年〔二五〇二〕六月廿五日、十一卷449頁上14行)

「頸」があり、「命を奪う」、「殺害」の意味。

130 一昨日より河内勢出越智、合力高山事也、京衆共令生涯云々

(文龜元年〔一五〇一〕閏六月廿七日、十一卷454頁下2行)

「命を失う」の意味。(被支配待遇の表現の「令」)

131 一(前略)奉行人共申状意見

日野殿与廣橋家喧嘩事

於日野家被官人者、遠藤孫六生涯云々、至廣橋家者、自身被疵之條、可爲相當之旨雖被申之、(後略)

(文龜二年〔一五〇二〕八月五日、十一卷479頁下14行)

「役職停止(罷免)」の意味。

132 一公方四日御隱居岩倉入御、細川ニ五个条御訴訟之故云々、

四日細川馳參、五日夜實相院殿御生涯、申付香西奉害之了、西國前將軍御舍弟也、六日自岩倉還御云々、

(文龜二年〔一五〇二〕八月八日、十一卷480頁下9行)

「申付香西奉害之了」から「生涯」は「命を失う」の意味。

133 一今日學侶・六万大集會也、連署云々、當國中事清宣得

業・琳尊字忠、爲使者六方集會ニ仰遣、御領新免間、代官

下御門之闕分法花寺奥ニ仰付處、年貢有名無實、剩一向不沙汰候間、寺門ニ有御披露、可及嚴蜜之沙汰旨思召候

取中、奥生涯之間、彼跡無其仁、仍可有御直務之由候處、内堀藤兵衛成違乱候、以外次第候、(後略)

(文龜二年〔一五〇二〕八月八日、十一卷487頁下10行)

「命を失う」の意味。

134 一廿八日合戦ニ三吉負、大事手近日死去了、仍其後合戦無

之、宗益之迷惑云々、云細川儀、云讚州之儀、可爲不快、

宗益生涯云々、藤原大但御計也、珍重々々、諸陣穩蜜、(永正三年〔一五〇六〕九月二日、十二卷86頁上3行)

赤沢宗益は永正四年〔一五〇七〕六月廿六日に自害で亡くなっている。ここでは「役職停止(罷免)」の意味。

135 一細川昨日生涯云々、天下大慶珍重事也、丹後軍定不可有

136 生躰、方以可然事也、世界迷惑也、六郎可有生涯歟、

(永正四年〔一五〇七〕六月廿四日、十二卷115頁下6、8行)

「細川」は「細川政元」で135は「命を失う」の意味、136の「六郎」は細川澄元で、「滅亡」か「命を失う」の意味。

137 一今度九郎殿生涯ニ、殿下御所へ乱入云々、富小路在所乱

入以外次第云々、去月何日ソ、

(永正四年〔一五〇七〕八月十八日、十二卷119頁下15行)
九郎殿は「細川澄之」で、ここは「殺害」の意味。

以上、『大乘院寺社雑事記』の用例45～137の意味を示した。

二 「生涯」の意味分布

『大乘院寺社雑事記』の「生涯」137例を「生涯(単独)」、「生涯+助動詞」、熟語例に三分類して示すと表一のようになる。aは用例1～44の内訳、bは用例45～137の内訳で、計はその合計である。

表一 『大乘院寺社雑事記』の「生涯」

| 一生涯 | 「生涯」の熟語例 | | | | | | 「生涯+助動詞」 | | | | 単独 | 用例 |
|-----|-------------|------------|-----------|--------------|------------|-------------|------------|------------|-----------|------------|------------|----|
| | 一生涯(一生涯の意味) | 任生涯(生涯に任す) | 有生涯(生涯あり) | 成生涯(生涯を／に成す) | 失生涯(生涯を失う) | 懸生涯(生涯に懸けて) | 及生涯(生涯に及ぶ) | 被生涯(生涯せらる) | 為生涯(生涯たり) | 可生涯(生涯すべし) | 令生涯(生涯せしむ) | |
| 0 | 0 | 0 | 3 | 2 | 6 | 12 | 0 | 3 | 3 | 1 | 14 | a |
| 1 | 1 | 5 | 1 | 1 | 1 | 20 | 2 | 3 | 7 | 13 | 38 | b |
| 1 | 1 | 5 | 4 | 3 | 7 | 32 | 2 | 6 | 10 | 14 | 52 | 計 |

第一章で、『大乘院寺社雑事記』の用例45～137の意味分類を行った。用例1～44の意味については、冒頭に示した拙稿^(注5)を参照願いたい。今回は用例45～137の意味分類を行った。

表二『大乘院寺社雜事記』の「生涯」の意味分類

| | |
|-----|------------------------|
| 1 | 失敗すれば地位や所領・財産を失う覚悟で |
| 2 | 進退谷まる・窮地に陥る |
| 3 | 役職停止（罷免）、追放、辞任 |
| 4 | 地位や所領・財産を失うこと（没落） |
| 5 | 没落／滅亡／命を失う |
| 2か6 | 地位や所領・財産を失うこと（没落）／命を失う |
| 3か6 | 役職停止（罷免）／命を失う |
| 6 | 命を失う |
| 3か7 | 役職停止（罷免）／命を奪う |
| 6か7 | 命を失う／殺害 |
| 7 | 命を奪う・殺害 |
| その他 | 「一生涯」の意味 |

意味の展開として、1は「地位や所領・財産を失う覚悟で」（未確定）とし、2は「進退谷まる・窮地に陥る」（追い詰められている）で、3は「役職停止（罷免）、追放、辞任」で（辞めさせられること）、4は「地位や所領・財産を失うこと（没落）」で（失うこと）、5は「没落／滅亡／命を失う」、

6で「命を失う」、7で「命を奪う／殺害」と進展するように分類を改め表二とした。表二の意味分類に沿って用例を分類したのが表三である。

意味分類からすれば、『大乘院寺社雜事記』の「生涯」の意味は、3の「役職停止（罷免）・追放・辞任」十五例と4の「地位や所領・財産を失うこと（没落）」十七例と6「命を失う」三〇例が多く、6「命を失う」へ意味の偏りが起こりつつある状況であるのが見て取れる。

表三 『大乘院寺社雑事記』の「生涯」の用例の意味分類

| 番号 | 意味 | 用例番号 | 用例数 |
|-----|------------------------|--|-----|
| 1 | 失敗すれば地位や所領・財産を失う覚悟で | 56 | 一例 |
| 2 | 進退谷まる・窮地に陥る | 50 61 65 67 76 87 92 | 七例 |
| 3 | 役職停止（罷免）・追放・辞任 | 48 49 51 62 63 69 80 99 104 110 111 123 127 131 134 | 十五例 |
| 4 | 地位や所領・財産を失うこと（没落） | 45 46 47 53 54 55 59 60 66 70 82 95 97 98 103 105 109 | 十七例 |
| 5 | 没落／滅亡／命を失う | 64 84 85 112 118 120 121 136 | 八例 |
| 2～6 | 地位や所領・財産を失うこと（没落）／命を失う | 52 83 105 124 | 四例 |
| 3～6 | 役職停止（罷免）／命を失う | 88 | 一例 |
| 6 | 命を失う | 107 57 108 58 113 71 114 72 115 73 116 75 117 77 119 79 122 81 126 86 132 89 133 90 135 93 94 100 101 106 | 三〇例 |
| 3～7 | 役職停止（罷免）／命を奪う | 74 128 | 二例 |
| 6～7 | 命を失う／殺害 | 78 96 102 129 | 四例 |
| 7 | 命を奪う／殺害 | 68 125 137 | 三例 |

三 「生涯」の熟語例の意味分類と構文的役割

＋助動詞」の例の検討は別稿に譲り、本稿では「生涯」の熟語例の意味分類を検討する。その結果が表四である。表四の「生涯」の熟語例を各々表五～表十に示した。

『大乘院寺社雑事記』に見える「生涯（単独例）」と「生涯

表四 『大乗院寺社雜事記』の「生涯」の熟語例の意味と構文的役割

| | | 及生涯 32例 | | 番号 | 年代 | 語句 | 意味 | 「生涯」の構文的役割 |
|----|------|--------------------|----------------------|----|----|-----------------|----|------------|
| 75 | 1487 | 藤堂一門及生涯云々 | 命を失う | | | 「及生涯」は述部 | | |
| 67 | 1484 | 北座及生涯雖令制誠 | 進退谷まる・窮地に陥る | | | 「及生涯」は令制誠の連用修飾 | | |
| 65 | 1483 | 士民之迷惑定而可及生涯条勿論也 | 進退谷まる・窮地に陥る | | | 「及生涯」は主語句の述語 | | |
| 64 | 1483 | 及三百人計閉籠、於于今者可及生涯云々 | 没落／滅亡／命を失う | | | 「及生涯」は述部 | | |
| 47 | 1479 | 増一檢校及生涯歟之由聞之 | 地位や所領・財産を失う(没落) | | | 「及生涯」は述部 | | |
| 44 | 1476 | 可及生涯事無益之由各相存云々 | 没落／滅亡／命を失う | | | 「及生涯」は主語句の一部 | | |
| 42 | 1475 | 自身及生涯歟之由雜記(説力)在之 | 命を失う | | | 「及生涯」は述部 | | |
| 28 | 1469 | 平等院以下衆蜂起、南院衆ヲ及生涯 | 地位・所領・財産を失う(没落) | | | 「及生涯」は述部 | | |
| 26 | 1467 | 万一火事出来有之者、可及御生涯 | 命を失う | | | 「及生涯」は述部 | | |
| 24 | 1467 | 公方事外御迷惑、可及御生涯之間 | 地位や所領・財産を失う(没落) | | | 「及生涯」は条件節の述部 | | |
| 20 | 1466 | 自他門相分及生涯計儀出来 | 地位や所領・財産を失う(没落) | | | 「及生涯」は連体修飾 | | |
| 19 | 1466 | 伊勢守身上言語道斷次第、可及生涯計也 | 地位や所領・財産を失う(没落) | | | 「及生涯」は述部 | | |
| 18 | 1466 | 殊更伊勢守披官町人一向及生涯 | 地位や所領・財産を失う(没落)／命を失う | | | 「及生涯」は述部 | | |
| 17 | 1465 | 雖及生涯不可出旨申切了 | 役職停止(罷免) | | | 条件句の中では述語 | | |
| 13 | 1461 | 平群之切答父子及生涯 | 役職停止(罷免)／命を失う | | | 平群切答父子が主語、生涯は述語 | | |
| 8 | 1459 | 門主ノ御生涯者 | 役職停止(罷免)・追放 | | | 門主ノ御生涯に及ぶ 述部 | | |
| 6 | 1459 | 清憲得業他界、如案及生涯了 | 没落／滅亡／命を失う | | | 清憲が生涯に及ぶ 述部 | | |

| 一生涯 | 任生涯 | 有生涯 5例 | | | | | 成生涯 4例 | | | | 失生涯 3例 | | | | | |
|-------------------|------------------|----------------|------------------|-----------------|-----------------|-------------------|--------------------------|-----------------|-----------------|------------|----------------|-----------------|-----------------------------|----------------|-----------------------|--------------------|
| 91 | 60 | 136 | 103 | 98 | 97 | 59 | 61 | 34 | 29 | 14 | 131 | 21 | 7 | 56 | 40 | 36 |
| 1492 | 1482 | 1507 | 1493 | 1493 | 1493 | 1482 | 1483 | 1470 | 1469 | 1463 | 1502 | 1466 | 1459 | 1480 | 1474 | 1470 |
| 生涯之面目不可過之 | 令迷惑可任生涯於赤松之由、依歎申 | 六郎可有生涯歎 | 伊勢守父子可有生涯旨申云々 | 上原生涯可有云々 | 各可有生涯之由被觸云々 | 令同心屋形ニ、可有生涯之由支度之間 | 高以北之關共相支、興共及異義、以外成生涯難義珍事 | 近日可成生涯之由、相語云々 | 仍爲筒井一向成生涯之間 | 甲斐・朝倉之可成生涯 | 遠藤孫六失生涯云々 | 不經幾□□兩人共以失生涯了 | 隱岐國ニ配流、或幸崎シツメラル之由風聞、一向被失生涯事 | 寺門懸生涯可有其沙汰之由 | 兩庄相論事ハ、池田之北与十市懸生涯致其沙汰 | 筒井一門・楢原箸尾懸生涯致其沙汰之間 |
| この「生涯」は「一生涯」の意味で別 | 地位や所領・財産を失う（没落） | 没落／滅亡／命を失う | 地位や所領・財産を失う（没落） | 地位や所領・財産を失う（没落） | 地位や所領・財産を失う（没落） | 地位や所領・財産を失う（没落） | 進退谷まる・窮地に陥る | 地位や所領・財産を失う（没落） | 地位や所領・財産を失う（没落） | 役職停止（罷免） | 役職停止（罷免） | 地位や所領・財産を失う（没落） | 地位や所領・財産を失う／命を失う | 地位や所領・財産を失う覚悟で | 地位や所領・財産を失う覚悟で | 地位や所領・財産を失う覚悟で |
| 生涯は名詞句の一部 | 「生涯を任す」で述語 | 六郎が主語、可有生涯歎が述語 | 伊勢守父子が主語、可有生涯が述語 | 上原が主語、生涯可有が述語 | 各が主語、有生涯が述語 | 生涯は有り構文の主語 | 「生涯を成す」で述部 | 「生涯を成す」で名詞節の述部 | 「生涯を成す」で述部 | 「生涯を成す」で述部 | 遠藤孫六が主語、失生涯が述部 | 「生涯を失う」は述部 | 名詞句の中の述部 | 「生涯に懸けて」は連用修飾 | 「生涯に懸けて」は連用修飾 | 「生涯に懸けて」は連用修飾 |

表五「及生涯」32例の意味分類

| 番号 | 意味 | 用例番号 | 数 |
|-------------|------------------|--|----|
| 2 | 進退谷まる・窮地に陥る | 65 67 76 | 三例 |
| 3 | 役職停止（罷免）・追放・辞任 | 8 17 110 127 | 四例 |
| 4 | 地位や所領財産を失うこと（没落） | 19 20 24 28 47 95 | 六例 |
| 5 | 没落／滅亡／命を失う | 6 44 64 84 121 | 五例 |
| 2 3 6 | 惣所領財産失うこと没落／命を失う | 18 83 105 124 | 四例 |
| 3 6 | 役職停止（罷免）／命を失う | 13 | 一例 |
| 6 | 命を失う | 26 42 75 77 100 101 114 116 | 八例 |
| 6 7 | 命を失う／殺害 | 129 | 一例 |

表五の「及生涯」の意味分類を見ると八種類の意味がある。その中で「命を失う」の意味が八例見えるのは特徴的である。表六の「懸生涯」は一つの意味で使用されていて、表七の「失生涯」、表八の「成生涯」、表九の「有生涯」、表十の「任生涯」では、意味も1〜5の意味に片寄っていて、6の「命を失う」の意味はない。文脈から、「命を失う」の意味にも読めるかと思われる用例7と136の二例が見えるのみである。「及生涯」は方向性を持つので、「生涯」の意味の展開に関わったことが推測される。構文的な観点からは特に関わりは見えない。

表六「懸生涯」7例の意味分類

| 番号 | 意味 | 用例番号 | 数 |
|----|---------------------|-------------------------------------|----|
| 1 | 失敗すれば地位や所領・財産を失う覚悟で | 3 4 9 32 36 40 56 | 七例 |

表七「失生涯」3例の意味分類

| 番号 | 意味 | 用例番号 | 数 |
|-------------|------------------------|------|----|
| 3 | 役職停止（罷免）・追放・辞任 | 131 | 一例 |
| 4 | 地位や所領・財産を失うこと（没落） | 21 | 一例 |
| 2 3 6 | 地位や所領・財産を失うこと（没落）／命を失う | 7 | 一例 |

表八「成生涯」4例の意味分類

| 番号 | 意味 | 用例番号 | 数 |
|----|-------------------|----------|----|
| 2 | 進退谷まる・窮地に陥る | 61 | 一例 |
| 3 | 役職停止（罷免）・追放・辞任 | 14 | 一例 |
| 4 | 地位や所領・財産を失うこと（没落） | 29 34 | 二例 |

表九「有生涯」5例の意味分類

| 番号 | 意味 | 用例番号 | 数 |
|----|-------------------|-----------------------|----|
| 4 | 地位や所領・財産を失うこと（没落） | 59 97 98 103 | 四例 |
| 5 | 没落／滅亡／命を失う | 136 | 一例 |

表十「任生涯」1例の意味分類

| 4 | 番号 | 意味 | 用例番号 | 数 |
|---|----|-------------------|------|----|
| | | 地位や所領・財産を失うこと(没落) | 60 | 一例 |

まとめ

本稿では、『大乘院寺社雑事記』の用例45～137を示し、その意味を1～7まで示し、それに沿って分類して、「生涯」の意味を検討した。『大乘院寺社雑事記』の用例45～137の「生涯」の意味は、3の「役職停止(罷免)・追放・辞任」十五例と4の「地位や所領・財産を失うこと(没落)」十七例と6「命を失う」三〇例が多く、6「命を失う」へ意味の偏りが起こりつつある状況であるのが見て取れた。

また、「生涯」の熟語例を各々吟味したところ、「及生涯」の例が三二例と多く、「命を失う」の意味が八例、文脈から「命を失う」とも読めるものが十例、「命を失う/殺害」の意味になる例が一例見えて、意味の展開も広がっていて、「及生涯」が「生涯」の意味変化に関与していることが分かった。

今回は、用例45～137の「生涯」の熟語例を取り上げた。「生涯」(単独例)と「生涯」+助動詞の例については、別稿にて取り上げ、「生涯」の意味の展開がどの方面から進み、進展し

ているのかを見ていきたい。(了)

【注】

1、『大乘院寺社雑事記』の「生涯」に於ける「命を失う」の意味の登場(『国語国文学研究』第49号、熊本大学文学部国語国文学会、二〇一四年三月)。

2、『大乘院寺社雑事記』については、『日本歴史「古記録」総覧 上巻「古代・中世篇」(新人物往来社、平成元年(一九八九)十一月刊)を参照した。この項の記載者は林屋辰三郎・五島邦治氏である。それによると、『大乘院寺社雑事記』の記主は、大乘院門跡尋尊(永享二年～永正五年(一四三〇～一五〇八))で、父は一代の碩学、関白一条兼良である。八歳の時、経覚の後を襲い興福寺の子院大乘院門跡に第二十七代新門主として入院した。『大乘院寺社雑事記』の記録期間は宝徳二年～永正五年(一四五〇～一五〇八)である。『寺社雑事記』の他、別記を含め約百九十冊ある。その全てが自筆原本で、原本は内閣文庫にある。用例は、国立歴史民俗博物館の『大乘院寺社雑事記』DBの検索で得た一三二件の「生涯」のデータを「増補 続史料大成(普及版) 大乘院寺社雑事記」(全十二巻)で調査し、得た一三七例である。その後、東京大学史料編纂所の写真帳で確認を行ったものである。

3、「生涯」の意味の考察には、『大乘院寺社雑事記』内部の調査

の他、室町期の事件や人物関係をインターネットで調べた（平成二五年十月～十一月の間）。『福井県史』の閲覧もインターネット上である。このほか『ウキイペディア フリー百科事典』やwebサイトの『Gooprolog』、『kobank.jp』等を参照した。これらによる人物関係や歴史の変遷等の知見は有益であった。

なお、最終判断は私の責任である。

4、被支配待遇的表現の「令」については、森野宗明「助動詞シムの特用法」（『国文学言語と文芸』5巻1号、昭和三八年三月）ならびに、来田隆「吾妻鏡」における助動詞「令」の用法について（『鎌倉時代語研究』第十二輯、平成元年七月、武蔵野書院）に従った。来田論文によれば、被支配待遇的表現の「令」には、「(一)被動、(二)許容依頼、(三)恣意」の三種がある。『大乘院寺社雑事記』のここに指摘した「令生涯」の例は主語の身分の下位の者であり、「(三)恣意」に当たるものと考えられる。

5、注1文献参照。尚、用例の意味とその分類については、その後、検討を重ねて今回の論考で新たに分類し直したものもある。今後、再度まとめるときに修正を行う。分類としてはこちらのものが新しいものである。

【参考文献・使用DB】

・史料研究の会編（代表林屋辰三郎）『大乘院寺社雑事記総索引』

上巻（人名篇）、下巻（地名・件名篇）（臨川書店、上巻は昭和六三年、下巻は平成元年刊）

・鈴木良一（一九八三）『大乘院寺社雑事記 ある門閥僧侶の没落の記録』（そして、「日記・記録による日本歴史叢書 古代・中世編18」）

・国立歴史民族博物館 記録類全文データベース『大乘院寺社雑事記』

・堀畑正臣「中世古記録に於ける唐末・五代・宋の中国口語の影響について」（『国語語彙史の研究 三十六』、和泉書院、二〇〇七年三月）

【付記】

この論文は平成26（2014）年度～29（2017）年度科学研究費助成事業 基盤研究（C）（課題番号26370542）「室町後期の古記録・古文書に於ける記録語・記録語法の研究」で調査したものを基に新たに考察し直したものであり、平成31（2019）年度～令和4年（2022）年度科学研究費助成事業 基盤研究（C）（課題番号19K00628）「室町後期・江戸初期に於ける地方成立古記録・古文書の記録語・記録語法の記述的研究」の研究成果の一部である。

（ほりはた・まさおみ 熊本大学大学院人文社会科学部
教授）